



ショートステイメイトハウス

指定介護短期入所生活介護・指定短期入所生活介護

重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。

当事業所は、ご利用者に対して短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護のサービスを提供いたします。事業所の運営に関する規程の概要や提供するサービスの内容など、契約上ご注意いただきたい重要な事項について、次のとおり説明いたします。

なお、この重要事項説明書は、厚生労働省令第37号「指定居宅サービス等の事業の人員及び運営に関する基準」第8条及び厚生労働省令第35号「指定介護予防サービス等の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」第8条に基づき、利用申込者又はその家族への重要事項説明のために作成しています。

～目次～

- 1、事業所運営法人
- 2、利用事業所
- 3、事業所の従業者の員数、職種及び業務内容
- 4、サービスの内容
- 5、利用料金
- 6、料金のお支払いについて
- 7、サービスの利用に関する留意事項
- 8、契約の終了について
- 9、非常災害時の対応
- 10、居宅サービス事業者等からの利益収受の禁止等
- 11、緊急時の対応について
- 12、事故発生時の対応について
- 13、損害賠償について
- 14、サービス提供の記録について
- 15、個人情報の取り扱いについて
- 16、相談・苦情の受付及び対応について

1. 事業所運営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人 協立いつくしみの会
(2) 法人所在地 北海道札幌市厚別区厚別中央5条6丁目5-20
(3) 電話番号 011-896-1165
FAX番号 011-894-4404
(4) 代表者氏名 理事長 南里 保子
(5) 法人設立年月日 1993年8月20日
(6) 法人が行う介護事業

社会福祉法人協立いつくしみの会では、以下の介護事業所を運営しております。

(特別養護老人ホームかりぷ・あつべつ) 札幌市厚別区厚別中央5条6丁目5-20

- ・特別養護老人ホームかりぷ・あつべつ 指定介護老人福祉施設
- ・特別養護老人ホームかりぷ・あつべつ (介護予防)短期入所生活介護
- ・デイサービスセンターかりぷ (介護予防)通所介護
- ・ヘルパーステーションかりぷ (介護予防)訪問介護
- ・訪問看護ステーションかりぷ (介護予防)訪問看護
- ・指定居宅介護支援事業所かりぷ 居宅介護支援・介護予防支援
- ・札幌市厚別区介護予防センター厚別中央・青葉 介護予防センター(札幌市より委託)

(高齢者生活支援ハウスえみな) 札幌市厚別区厚別中央5条6丁目5-1

- ・高齢者生活支援ハウスえみな 高齢者生活支援ハウス(札幌市より委託)
- ・デイサービスセンターあけのわ (介護予防)地域密着型認知症対応通所介護

(ケアセンターかりぷ・もみじ台) 札幌市厚別区もみじ台西3丁目1-8

- ・ショートステイメイプルハウス (介護予防)短期入所生活介護
- ・ヘルパーステーションかえで (介護予防)訪問介護
- ・デイサービスもみじの家 (介護予防)地域密着型認知症対応通所介護
- ・居宅介護支援事業所メイプルかりぷ 居宅介護支援・介護予防支援

2. 利用事業所

- (1) 事業所の種類 指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護
(2) 事業の目的 事業所が、要介護状態若しくは要支援状態等にある利用者に対し、適正な指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護を提供することを目的とします。
(3) 事業所の名称 ショートステイメイプルハウス
(4) 事業所所在地 北海道札幌市厚別区もみじ台西3丁目1-8
(5) 電話番号 011-899-7711
FAX番号 011-899-7700
(6) 事業所の管理者 中山 節子
(7) 開設年月日 平成17年12月1日
(8) 通常の送迎実施地域 札幌市厚別区、白石区、清田区、豊平区、江別市、北広島市
(9) 事業所の運営方針

利用者が要介護状態となった場合においても、可能な限りその有する能力に応じ自立した日

常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。また、利用者が要支援状態となった場合においても、可能な限りその居宅において、要支援状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事用の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指します。なお、事業の実施にあたっては、市町村、他の居宅サービス事業者又は介護予防サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供するものとの連携に努めることとします。

3. 事業所の従業者の員数、職種及び業務内容

当事業所は、介護保険法関係諸法令の人員基準を遵守し、利用者に対してサービスを提供いたします。各職種及びその業務内容は以下のとおりです。

- (1) 管理者 1名
従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。
- (2) 医師 1名(非常勤)
利用者の診察、健康管理及び療養上の指導を行う。
- (3) 生活相談員 2名(常勤1名、非常勤1名 兼務)
関係職員と連携し、利用者の生活相談、生活援助を行う。
- (4) ケアワーカー 10名(常勤8名、非常勤2名)
利用者の生活全般にわたる介護業務を行う。
- (5) 看護師(准看護師) 1名(常勤1名)
利用者の看護、介護、疾病の予防、保健衛生管理を行う。
- (6) 機能訓練指導員 1名(非常勤)
日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う。
- (7) 介護支援専門員 1名(常勤1名)
利用者の施設サービス計画の作成等を行う。

職員の勤務体制は以下のとおりです。

介護職員・生活相談員	看護職員・機能訓練指導員	それ以外の職員
早出 7:00~16:00	日勤 8:00~17:00	日勤 8:30~17:30
日勤 8:00~17:00		
9:00~18:00		
10:00~19:00		
遅出 11:00~20:00		
13:20~22:20		
夜勤 22:10~ 7:10		

4. サービスの内容

当事業所が提供する指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護の内容は次のとおりです。

- (1) 送迎...ご家庭から事業所までの送迎を実施します。(実施できない地域もあります。)
- (2) 居室の提供...利用中の居室をご用意します。
- (3) 介護...(予防)短期入所生活介護計画に沿って、着替え、排せつ、おむつ交換、洗顔、入浴、食事等必要な日常生活上の介護を実施します。
- (4) 食事...食事を提供します。(朝食8時、昼食12時、夕食18時)
- (5) 入浴...入浴を実施します。(週2回)
- (6) 機能訓練...機能訓練指導員により、利用者の心身の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の維持回復、又はその減退を防止するための訓練を実施します。
- (7) 健康管理...医師や看護師が健康管理を行います。
- (8) 短期入所生活介護計画、予防短期入所生活介護計画の作成...利用期間が連続して4日以上の場合、利用者の状況を踏まえた短期入所生活介護計画若しくは予防短期入所生活介護計画を作成します。計画は利用者及びご家族の同意を得た上で、交付します。
- (9) その他の社会生活上の便宜...生活相談やレクリエーションなど、その他の社会生活上の便宜を提供します。

なお、上記サービスの提供にあたり、事業所及び従業員は以下の事を考慮しサービスの提供を行います。

- (1) 事業所は、要介護状態及び要支援状態の軽減又は悪化の防止及び介護予防に資するよう、利用者の状況を踏まえて、日常生活に必要な援助を行います。
- (2) サービスの提供に当たっては、短期入所生活介護計画若しくは予防短期入所生活介護計画に基づき、漫然かつ画一的にならないよう配慮して行います。
- (3) サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを基本とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行います。
- (4) サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」)を行いません。また、身体拘束等を行う場合は、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由を記録します。

5. 利用料金

当事業所の提供するサービスの料金は以下の2種類があります。

- (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
- (2) 食費・滞在費
- (3) その他の利用料金(利用料金の全額を利用者が負担する場合)

(1) 利用料金が介護保険から給付される場合

利用者が要介護認定を受けられ、居宅サービス計画に基づいて指定短期入所生活介護若しくは指定介護予防短期入所生活介護のサービスをご利用頂いた場合には、以下の料金がかかります。

介護給付（当事業所のサービスは「単独型短期入所生活介護・従来型個室」です。）

サービスの基本部分に係る料金

利用者の介護度	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
サービス名称	単独短期生活 1	単独短期生活 2	単独短期生活 3	単独短期生活 4	単独短期生活 5
サービスの単位	6 5 5 単位	7 2 6 単位	7 9 6 単位	8 6 7 単位	9 3 7 単位
1 単位の単価	1 0 . 2 3 円				
費用総額	6 , 7 0 0 円	7 , 4 2 6 円	8 , 1 4 3 円	8 , 8 6 9 円	9 , 5 8 5 円
介護保険の給付額（9割）	6 , 0 3 0 円	6 , 6 8 3 円	7 , 3 2 8 円	7 , 9 8 2 円	8 , 6 2 6 円
利用者負担額	6 7 0 円	7 4 3 円	8 1 5 円	8 8 7 円	9 5 9 円

1日あたりの金額です。

加算関係

ア、看護体制加算（ ）（ ）

当事業所は、看護職員により24時間の連絡体制を整備し、この加算を算定します。

	サービスの単位	単価	費用総額	介護保険の給付額（9割）	利用者負担額
看護体制加算（ ）	4 単位	1 0 . 2 3 円	4 0 円	3 6 円	4 円
看護体制加算（ ）	8 単位	1 0 . 2 3 円	8 1 円	7 2 円	9 円

1日当たりの金額です。

イ、サービス提供体制強化加算（ ）

当事業所は、看護・介護職員のうち常勤職員の占める割合が75/100以上であるため、この加算を算定します。

	サービスの単位	単価	費用総額	介護保険の給付額（9割）	利用者負担額
サービス提供体制強化加算	6 単位	1 0 . 2 3 円	6 1 円	5 4 円	7 円

1日当たりの金額です。

ウ、送迎加算

利用者の居宅と事業所間の送迎を行った場合に、この加算を算定します。

	サービスの単位	単価	費用総額	介護保険の給付額（9割）	利用者負担額
短期入所送迎加算	1 8 4 単位	1 0 . 2 3 円	1 , 8 8 2 円	1 , 6 9 3 円	1 8 9 円

片道の料金です。

なお、上記以外にも利用者の状況により、若年性認知症利用者受入加算、緊急短期ネットワーク加算を算定させていただく場合があります。

予防給付

サービスの基本部分に係る料金

利用者の介護度	要支援 1	要支援 2
サービス名称	予防短期生活 1	予防短期生活 2
サービスの単位	4 9 2 単位	6 1 1 単位
1 単位の単価	1 0 . 2 3 円	
費用総額	5 , 0 3 3 円	6 , 2 5 0 円
介護保険の給付額（9割）	4 , 5 2 9 円	5 , 6 2 5 円
利用者負担額	5 0 4 円	6 2 5 円

加算関係

エ、サービス提供体制強化加算（ ）

当事業所は、看護・介護職員のうち常勤職員の占める割合が75/100以上であるため、この加算を算定します。

	サービスの単位	単価	費用総額	介護保険の給付額（9割）	利用者負担額
サービス提供体制強化加算	6単位	10.23円	61円	54円	7円

1日当たりの金額です。

オ、送迎加算

利用者の居宅と事業所間の送迎を行った場合に、この加算を算定します。

	サービスの単位	単価	費用総額	介護保険の給付額（9割）	利用者負担額
短期入所送迎加算	184単位	10.23円	1,882円	1,693円	189円

片道の料金です。

（2）食費・滞在費

食費、滞在費については、以下の費用がかかります。なお、食費、滞在費について介護保険負担限度額認定を受けている場合には、その認定証に記載された金額で計算します。

・ 食費（1日あたり）

利用者負担段階	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階以上
利用者負担額	300円	390円	650円	1,380円

・ 居住費（1日あたり）

利用者負担段階	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階以上
多床室	320円	420円	820円	1,150円

（3）その他の利用料金（利用料金の全額を利用者が負担する場合）

以下の費用については、その費用の全額を利用者に支払っていただきます。

ア、通常の事業の実施地域以外への送迎の交通費

通常の事業の実施地域（札幌市厚別区、白石区、清田区、豊平区、江別市、北広島市）以外にお住まいの方で、事業所が送迎を実施しサービスをご利用される場合には、送迎の費用として、交通費の実費分をお支払いいただきます。

実施地域を超える1kmにつき30円

イ、サービス提供記録の複写物の料金

サービスの実施記録の複写物をご希望される場合、下記の料金（実費相当額）をお支払いいただきます。

サービス記録の複写物 1枚につき10円

ウ、その他の実費

その他、短期入所中に事業所の電話を使用した場合にはその実費をご負担いただく他、レクリエーション等に参加された場合にはその実費をご負担いただく場合があります。

短期入所生活介護・予防短期入所生活介護の料金に関する共通事項

・区分支給限度額を超えてのサービスに係る料金

提供したサービスが介護保険の介護度区分ごとの支給限度額を超過してのサービスとなった場合においては、超過した単位数に応じた費用総額が利用者負担となります。

- ・ 介護給付 の料金及び加算、 予防給付 の料金及び加算は事業所が提供したサービスが法定代理受領サービスとなる場合の金額です。利用者が要介護認定を受けていない場合や保険料の滞納等により、提供したサービスが法定代理受領サービスでなくなった場合には、費用の全額を利用者にご負担いただきます。ただし、この場合利用者は事業所の発行する「サービス提供証明書」にて、市町村に申請することで上記金額の自己負担分を除く額の払い戻しを受けることができます。(償還払い)

6. 料金のお支払いについて

上記5の料金及び費用は、1ヶ月ごとに計算し翌月に請求書を送付いたします。なお、お支払いは原則として郵便口座からの引き落としをお願いしております。月末締め、翌月25日引き落としです。

7. サービスの利用に関する留意事項

(1) サービスの中止・変更について

やむを得ず予定のサービスの中止、変更を希望される場合は、必ず前日までに事業所までご連絡ください。サービスの変更について事業所はご連絡をいただいた上で調整させていただきますが、ご希望の利用予定日などの要望に沿えない場合は、他の利用可能予定日等を掲示し協議させていただきます。

(2) 事業所への連絡、報告について

サービスを提供するに当たって必要な情報(利用者の能力や健康状態及び使用中のお薬、その他緊急時の連絡先など)は事業所に正しくお伝えください。また、健康状態などの変化があった場合なども事業所にご連絡ください。

(3) 事業所内の設備や備品は正しく安全にお使いください。また、自害他害行為は行わないでください。

(4) 施設内には、高額な現金・通帳・貴金属などの貴重品はお持ち込みにならないようお願いいたします。紛失・盗難等の事故がありましても、事業所では責任を負いかねます。

(5) ご不明な点、その他事業所のサービスに異議がある場合などは、事業所に申し出てください。

8. 契約の終了について

当事業所との契約は、契約日から利用者の認定されている要介護認定の有効期間の満了日とします。ただし、契約満了日以前に利用者が要介護状態区分の変更の認定を受け認定の有効期間が更新された場合は、その認定の有効期間の満了日までとします。

ただし、以下の場合においては当事業所との契約は終了するものとします。

(1) 利用者が死亡した場合

(2) 利用者が介護保険施設へ入所した場合。また、医療機関等への入院で退院できない場合。若しくは長期に亘り退院が見込まれない場合。

- (3) 利用者の要介護認定区分が、自立と判定された場合
- (4) その他利用者が相当期間以上にわたり、当事業所の提供するサービスの利用が困難となった場合
- (5) 下記 A により、利用者から契約の解除の申し出があった場合
- (6) 下記 B により、事業所から契約の解除の申し出があった場合

A、利用者からの契約解除の申し出

利用者は、契約の有効期間であっても契約の解除を申し出ることができます。この場合は契約解除を希望する 1 4 日前までに事業所に申し出てください。

ただし、以下の場合には利用者は即時に契約を解除・解約できます。

- (1) 事業所が正当な理由なく、介護保険法等関係法令に定めるサービスを提供しない場合
- (2) 事業所及び従業者が、下記 1 4 に定める守秘義務に違反した場合
- (3) 事業所及び従業者が、利用者の身体、財産、信用等を傷つけるなどの不信行為により、その後の契約を継続しがたい事情があった場合
- (4) 上記の他、契約の継続が困難となるような重大な事態が発生した場合

B、事業所からの契約解除の申し出

以下の場合に事業所は、利用者との契約を解除する場合があります。ただし、この場合事業所は利用者又は家族に対し、その旨の説明を行います。

- (1) 利用者が、サービスの利用に関する指示等に従わないことなどにより、要介護状態を悪化させたと認められる場合
- (2) 利用者又は家族等が他の利用者の生命、身体及び財産を傷つけるなど、その後の契約を継続しがたい事情があった場合
- (3) 利用者が上記 5 のサービスの利用料金を 3 ヶ月以上滞納し、事業者が催促したにもかかわらず 3 0 日以内に支払わなかった場合
- (4) 利用者又は家族等と事業所との信頼関係に支障をきたし、その回復が困難で、適切なサービスの提供を継続できないと判断できる場合

9 . 非常災害時の対応

事業所では、非常災害時等に対応して防火管理設備等を整えています。非常災害時など、職員は利用者の安全を第一優先にしますので、職員の指示に従ってください。

1 0 . 居宅サービス事業者等からの利益収受の禁止等

事業所は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益の供与はしません。

1 1 . 緊急時の対応について

サービス提供時に利用者の体調が急変した場合や緊急を要する場合、その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行い必要な措置を講じます。また、契約時に定めていただく緊急連絡先（または契約書記載の保証人）に連絡することとします。

1 2 . 事故発生時の対応について

事業所は、利用者に対しサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、家族や緊急連絡先（または契約書記載の保証人）等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。

また事業所は、事故の発生状況及び事故に際して採った処置について記録します。また、事故の原因を解明し、再発を防止するための対策を講じます。

なお、事業所はサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、利用者に対し速やかに損害賠償を行います。

1 3 . 損害賠償について

事業所の責任により利用者に損害が生じた場合には、事業所は速やかにその損害を賠償します。ただし、損害の発生について、利用者に故意又は過失が認められた場合には、利用者の置かれた心身の状況等を斟酌して減額するのが相当と認められた場合には、事業所の損害賠償責任を減じさせていただきます。

1 4 . サービス提供の記録について

事業所は、利用者に対し提供したサービスの内容及びその他必要な記録を整備します。利用者は、必要に応じてその記録の閲覧及び複写物の交付を受けることができます。

1 5 . 個人情報の取り扱いについて

当事業所では、居宅サービス計画にそって利用者へのサービスが円滑に効果的に提供される為に実施されるサービス担当者会議、事業所間のカンファレンス、介護支援専門員とサービス事業所あるいは主治医等との連絡・調整において必要とされる場合、実習生・ボランティアの研修の際、居宅サービス計画内容について、関係する行政機関および行政から委託を受けた機関より報告と情報開示を求められた場合に、利用者及びご家族の情報を使用することがあります。また、介護保険サービスの質の向上のために、学会・研究会等での事例研究発表の際に使用することがあります。この場合、事業者は利用者個人を特定できないように仮名等を使用することを厳守します。

使用するにあたっての条件は、次のとおりです。

個人情報の提供は、必要最低限とし提供にあたっては関係者以外にもれることのないよう細心の注意を払うこと。

個人情報を使用する場合には、会議名、参加者名、内容等について、記録し保管することとする。

個人情報取扱責任者 管理者 中山 節子

電話 011-899-7711

当法人、事業所の従業者は、雇用期間中及び退職後も、正当な理由なく業務上知り得た利用者または家族の秘密及び個人情報を漏らさないことを雇用契約時に誓約しています。

なお、社会福祉法人協立いつくしみの会では個人情報保護法及び関係諸法令に基づき、個人情報の利用目的を以下のように定め、事業所に掲示しています。

個人情報の取り扱いについてのお知らせ

当法人の施設・事業所は、個人情報を下記の目的に利用いたします。
皆様からの情報については、その取り扱いに細心の注意を払い、厳重に管理してまいります。

当法人・施設・事業所における個人情報の利用目的

1. 介護、医療サービスの提供
2. 当法人以外の事業所・医療機関との連携、調整
3. ご家族への病状など状態の説明
4. その他、サービスの提供に関する利用
5. 介護報酬・診療報酬請求のための事務処理、会計・経理
6. 業務委託
7. 介護実習への協力
8. 介護の質の向上を目的とした教育、調査、症例研究
9. 広報宣伝活動
10. 公的機関への報告他、法令にしたがう利用
11. その他

当法人は社会保障制度、介護保険制度の改善、拡充をめざす取り組みをしております。また、社会福祉法第73条に基づき社会福祉法人運営に必要な寄付金の呼びかけをさせていただくことがあります。その際、お預かりした個人情報を用いて郵送等によるご利用、ご照会をさせていただきます。この場合、個人情報を厳格な管理のもと利用させていただきます。

付記

- * 上記のうち、同意しがたい事項がある場合にはその旨をお申し出ください。
- * お申し出がないものについては、同意していただいたものとして取り扱わせていただきます。
- * 対応窓口は各事業所管理者及び法人事務局です。

2009年4月1日 改定

16. 相談・苦情の受付及び対応について

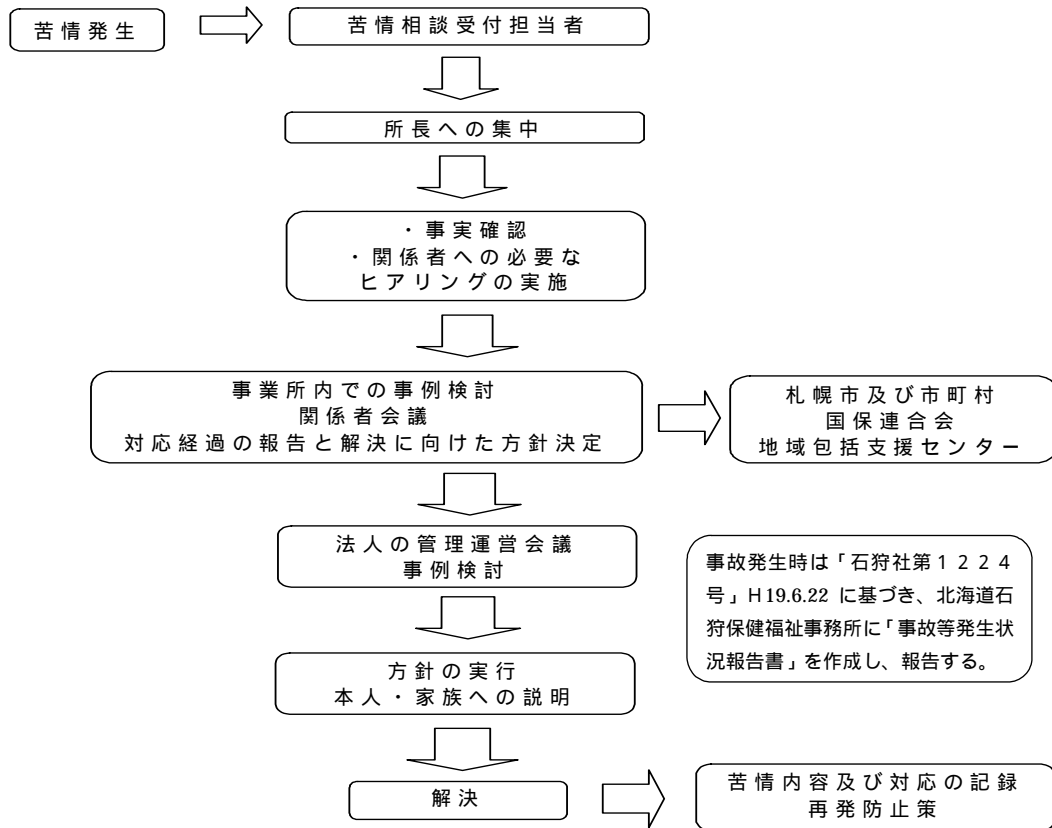
当事業所は、利用者及び家族からの苦情に適切に対応するため、苦情受付窓口、受付担当者及び第三者委員を設置しています。

(1) 当施設における苦情相談窓口

- ・ 受付窓口(担当者) 管理者 中山 節子
- ・ 受付時間 平日9時～17時
- ・ 電話番号 011-899-7711

苦情の処理にあたっては、法人の苦情処理の手順及び下記の「苦情処理の手順と解決のために講ずる具体的措置」にもとづき必要な対応を行います。

苦情処理の手順と解決のために講ずる具体的措置



社会福祉法人 協立いつくしみの会

(2) 法人の第三者委員

当事業所及び法人では、苦情解決にあたって、社会性、客観性を確保し、利用者等の立場や特性に配慮して、適切な対応を行うため、下記の第三者委員を設置しています。

- ・三島 春光 社団法人北海道勤労者医療協会 勤医協老人保健施設柏ヶ丘
医療ソーシャルワーカー TEL: 011-865-0010
- ・藤原 洋一 地域代表
元病院事務長 TEL: 011-892-4834

(3) 行政機関その他の公的な苦情受付機関

上記(1)(2)以外にも、下記の行政機関及び公的な苦情受付機関もあります。

厚別区 保健福祉部保健福祉課	所在地: 札幌市厚別区厚別中央1条5丁目(厚別区役所内) 電話番号: 011-895-2400 FAX番号: 011-895-2403
札幌市 保健福祉局保健福祉部介護保険課	所在地: 札幌市中央区北1条西2丁目(札幌市役所内) 電話番号: 011-211-2547 FAX番号: 011-218-5187
北海道国民健康保険団体連合会 総務部介護保険課企画・苦情係	所在地: 札幌市中央区南2条西14丁目(国保会館内) 電話番号: 011-231-5175 FAX番号: 011-233-2178
札幌市社会福祉協議会 福祉サービス苦情相談	所在地: 札幌市中央区大通西19丁目1-1(社会福祉総合センター内) 電話番号: 011-632-0550 FAX番号: 011-613-5486
北海道福祉サービス適正化委員会	所在地: 札幌市中央区北2条西7丁目かでの2・7(北海道社会福祉協議会内) 電話番号: 011-204-6310 FAX番号: 011-204-6311
札幌市厚別区地域包括支援センター	所在地: 札幌市厚別区厚別町山本750番地6(栄和会内) 電話番号: 011-896-5077 FAX番号: 011-896-5021

指定介護予防短期入所生活介護・短期入所生活介護 利用同意書

指定介護予防短期入所生活介護・短期入所生活介護の開始にあたり、利用者に対し本書面に基づき重要な事項を説明し、交付しました。

(住 所) 札幌市厚別区もみじ台西3丁目1-8

(事業所) ショートステイメイプルハウス

重要事項説明者: _____ 印

指定介護予防短期入所生活介護・短期入所生活介護の契約にあたり、事業者から重要事項説明書の内容について説明を受け同意しました。

年 月 日

利用者 氏 名 _____ 印 電 話 _____

住 所 _____

代筆者又は代理人 氏 名 _____ 印 電 話 _____

住 所 _____

利用者との関係(続柄など) _____

緊急時・事故発生時の連絡先 (重要事項説明書10及び11に基づいて)

医療機関等	名称	
	住所	TEL
家族等の 緊急時の連絡先	氏名	続柄
	住所	TEL

個人情報の取り扱いに関する確認

重要事項説明書15に記載の、個人情報の取り扱いについて説明を受け、その取り扱いについて

(同意します・同意しません) 利用者サイン _____ 印

(同意します・同意しません) ご家族サイン _____ 印